

酒田市ごみ処理基本計画

(酒田市食品ロス削減推進計画)

(案)

令和8年 月改訂

酒田市

目 次

第1章 酒田市ごみ処理基本計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 現状と課題	4
1 前酒田市ごみ処理基本計画	4
2 食品ロスに関する現状	13
3 ごみ処理の体制	14
4 ごみ処理の概要	15
5 ごみ減量化への具体的な取組の実績	16
6 ごみの組成の現状	19
7 課題	21
第3章 計画の方向性及び施策	23
1 基本目標	23
2 基本方針	24
3 人口・ごみ排出量の推計	25
4 計画の目標値	26
5 施策の体系	31
6 基本施策	32
7 市民・事業者・行政の役割分担	40
第4章 計画の推進	43
1 計画の進行管理	43
第5章 策定の経緯	45
1 策定の経緯	45
2 酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	46

第 1 章 酒田市ごみ処理基本計画の概要

1. 1 計画策定の背景と目的

近年、廃棄物を取り巻く情勢は、地球規模での環境問題への対応と、それに伴う法制度の整備によって大きく変化しています。

多くの自治体で最終処分場の残余容量が減少傾向にあり、新たな処分場の確保が困難になっています。また、ごみの焼却処理は温室効果ガスを排出するため、2050 年脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）という国の目標達成に向けて、ごみ処理分野における取組が急務となっています。こうした背景から、ごみの減量とリサイクル率の向上が喫緊の課題とされています。

このような状況を受け、国は、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進め、ごみの発生及び排出抑制とともに、リサイクルの促進を図り、資源循環型社会の構築を目指すこととしました。

酒田市では、平成 26 年度に、令和 6 年度を目標年度とした「酒田市ごみ処理基本計画」の改訂を行い、令和 2 年度に中間見直しを行いました。

その後、令和 6 年度を目標年度として計画を推進してきましたが、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害が発生したことで、被害に遭われた地域や住民の復旧・復興を優先させる必要が生じ、計画期間を 1 年延長した上で、目標年度も令和 7 年度まで繰り延べすることとしました。

本市のごみ処理には、収集、分別、リサイクル、埋め立て等といった多額の処理費用の他に、焼却炉の修繕や最終処分場の改修といった施設を長く使うための費用も発生しています。ごみを減量することで、これらの費用を軽減し、今後、施設整備を行う際も、ダウンサイジングによって工事費が抑えられ、財政負担を軽減することができます。

このたび、前計画の目標年度到達にあたり、前計画の評価と見直しを行い、ごみ減量を最優先に推進し、資源が循環する「循環型社会」の形成を目指し、新たに「酒田市ごみ処理基本計画」を策定するものです。

1. 2 計画の位置付け

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、区域内のごみの減量や適正処理について一般廃棄物の処理に関する計画を定めることを義務付けています。

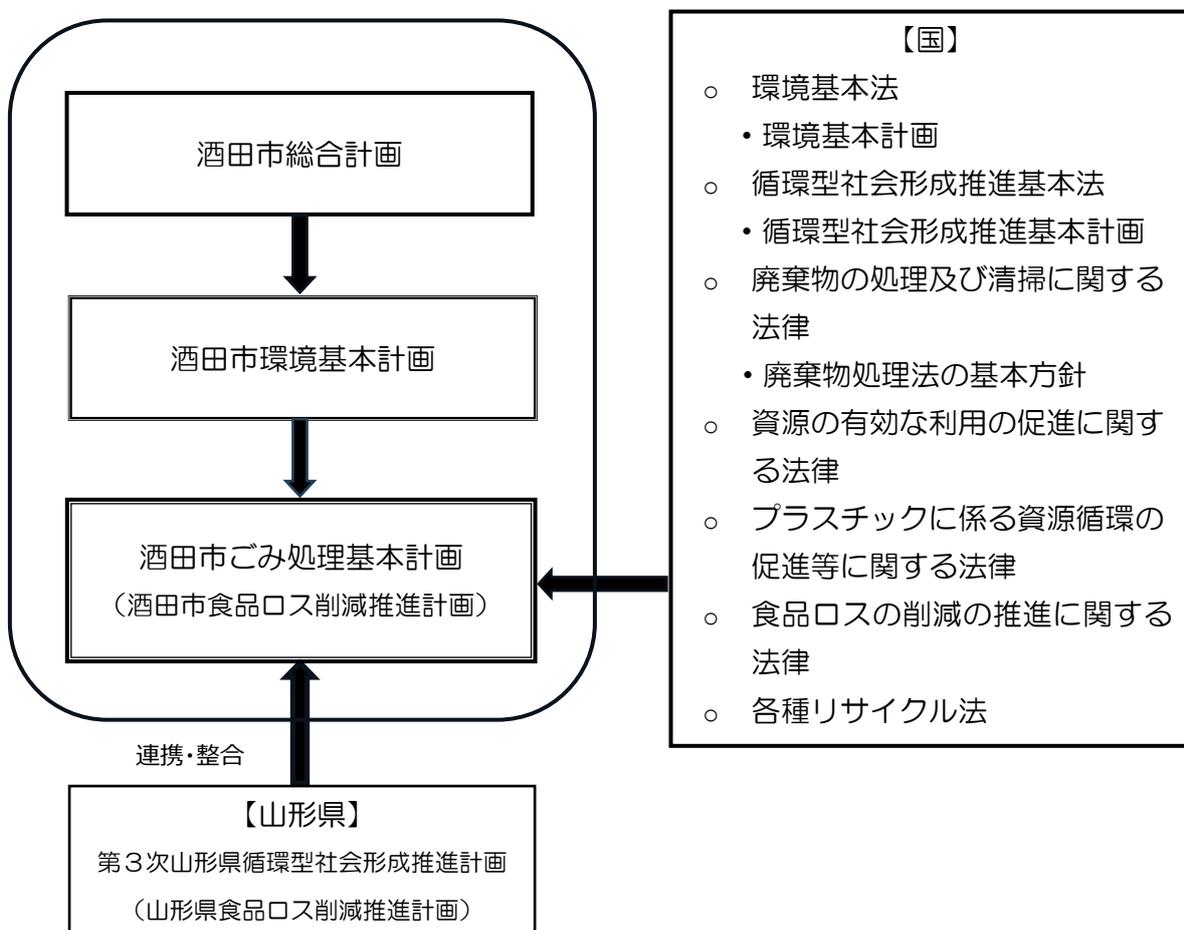
【山形県の計画】

「山形県循環型社会形成推進計画」では県全体のごみ処理に関する方向性を示しており、酒田市のごみ処理基本計画は、この計画と整合性を保ちます。

【酒田市の計画】

酒田市の最上位計画である酒田市総合計画、総合計画の理念を環境面から実現するための酒田市環境基本計画、環境基本計画の目標のうち、「ごみの減量、適正処理、リサイクル」に焦点を当て、ごみの減量目標、資源化率の目標、具体的な分別方法などを定め、市民・事業者・行政が一体となって進めることを目指し、計画を定めるものが「酒田市ごみ処理基本計画」です。

なお、本計画では、食品ロスの削減によりさらなるごみの減量につなげていくことを目的として「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「酒田市食品ロス削減推進計画」を含むものとします。



1. 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とした11年間とし、令和12年度を中間年度、令和18年度を目標年度とします。

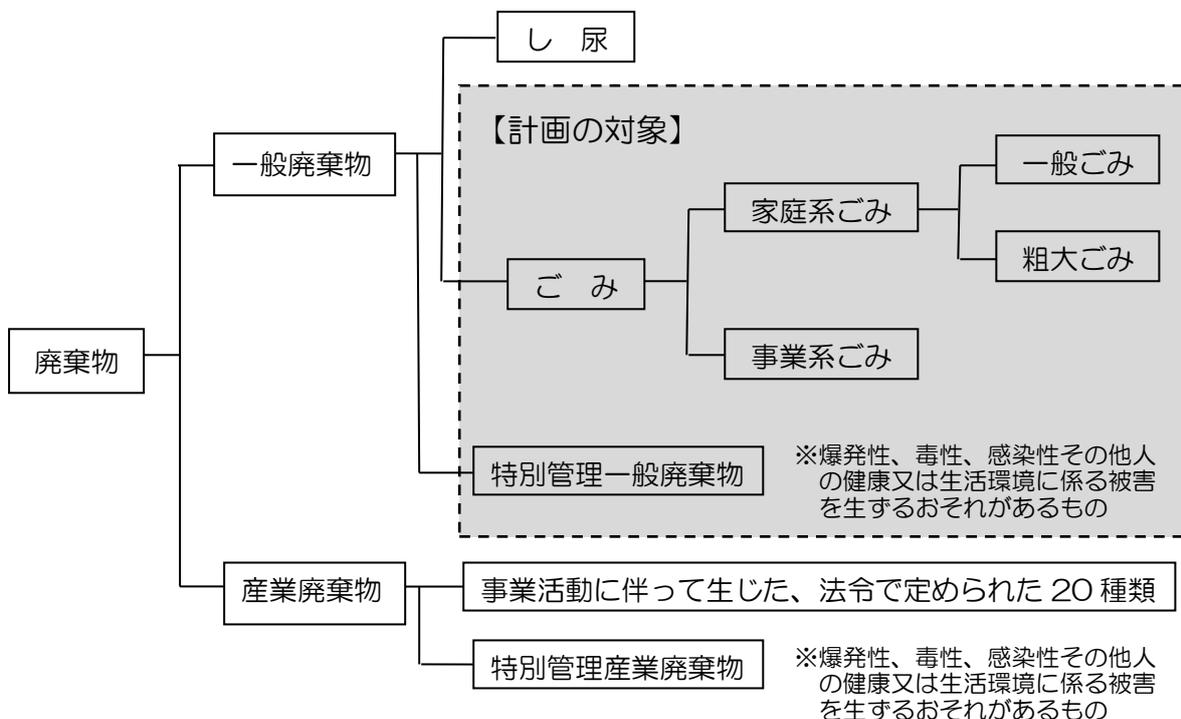
なお、社会情勢に大きな変化や国・県における制度の大幅な変更があった場合には、随時見直しを行うものとします。

◆計画の期間◆

R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18
前計画	計画実施期間										目標年度
計画改訂	初年度				中間年度						

1. 4 計画の対象

本計画の構成は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「特別管理一般廃棄物」とします。



第2章 現状と課題

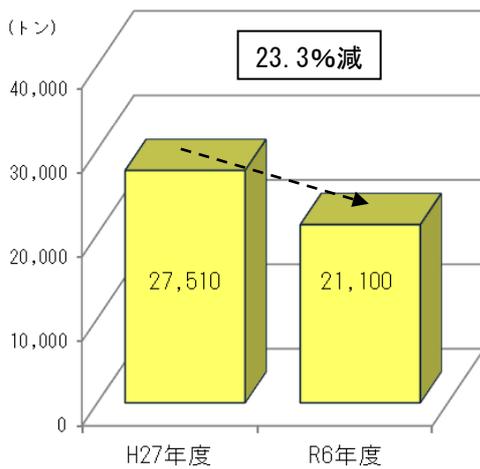
2.1 前酒田市ごみ処理基本計画

(1) 「前酒田市ごみ処理基本計画」における目標値

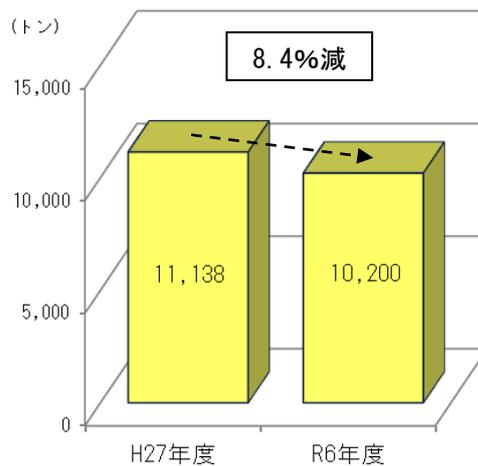
令和6年度を目標年度とし、平成27年度に改訂した前計画では、次の目標を設定しました。

※令和6年7月25日からの大雨による災害の発生で計画期間を1年延長したことにより、令和7年度を最終的な目標年度としています。

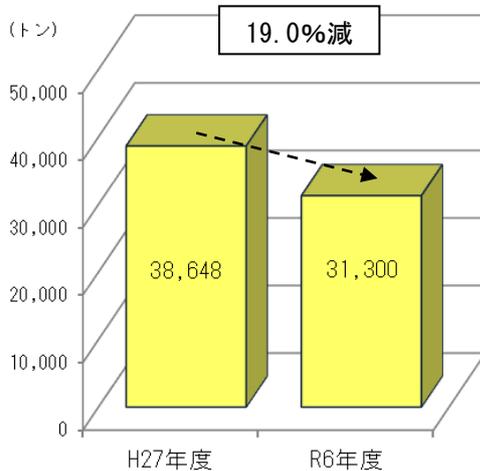
〔①家庭系ごみ排出量〕



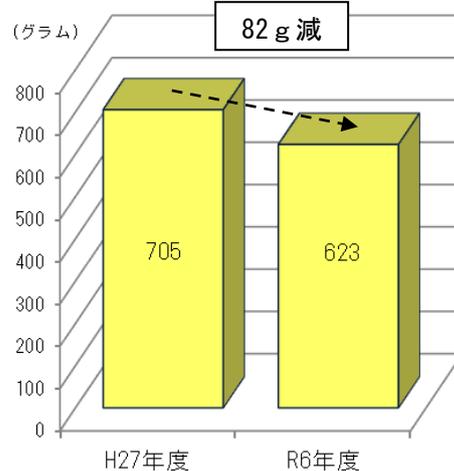
〔②事業系ごみ排出量〕

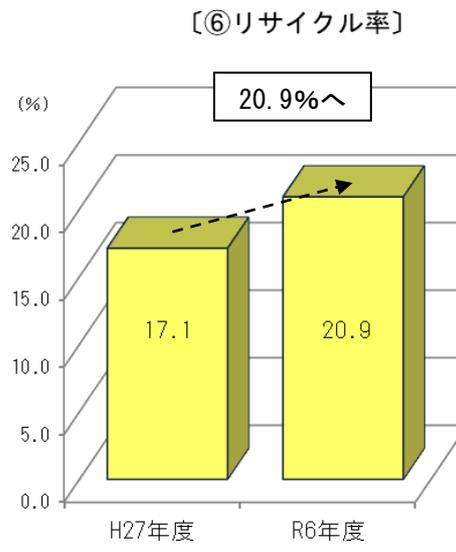
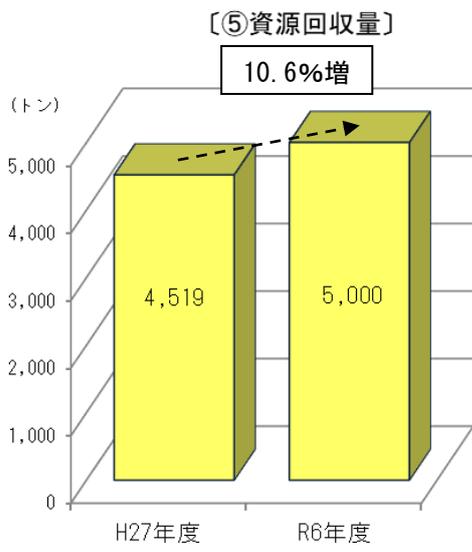


〔③家庭系・事業系ごみ排出量〕



〔④1人1日当たり家庭系ごみ排出量〕





(2) 「前酒田市ごみ処理基本計画」における実績値

酒田市におけるごみ排出量実績値 H27~R6											
年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭系ごみ (t)	目標値	27,510	26,798	26,086	25,374	24,661	23,949	23,237	22,525	21,812	21,100
	実 績	28,167	27,676	27,264	26,194	25,583	25,009	23,990	23,437	21,749	21,512
事業系ごみ (t)	目標値	11,138	11,033	10,929	10,825	10,721	10,617	10,513	10,408	10,304	10,200
	実 績	11,196	11,134	11,466	11,909	12,426	11,587	12,000	11,861	11,443	12,956
家庭系・事業系 ごみ (t)	目標値	38,648	37,831	37,015	36,199	35,382	34,566	33,750	32,933	32,116	31,300
	実 績	39,363	38,810	38,730	38,103	38,009	36,596	35,991	35,297	33,191	34,468
1人1日当たり 家庭系ごみ (g)	目標値	705	696	687	678	668	659	650	641	632	623
	実 績	720	717	714	696	688	682	664	657	618	625
資源回収 (t)	目標値	4,519	4,572	4,626	4,679	4,733	4,786	4,840	4,893	4,947	5,000
	実 績	4,093	3,913	3,825	3,696	3,529	3,292	3,263	3,513	3,236	3,183
リサイクル率 (%)	目標値	17.1	17.5	17.9	18.2	18.6	19.1	19.5	19.9	20.4	20.9
	実 績	16.1	15.4	15.8	15.6	15.7	15.6	15.9	16.4	16.5	15.0

※色付きのセルの数値は目標を達成していない年度

家庭系ごみ：ごみステーションから回収されたごみ（紙類資源を除く）及び粗大ごみ

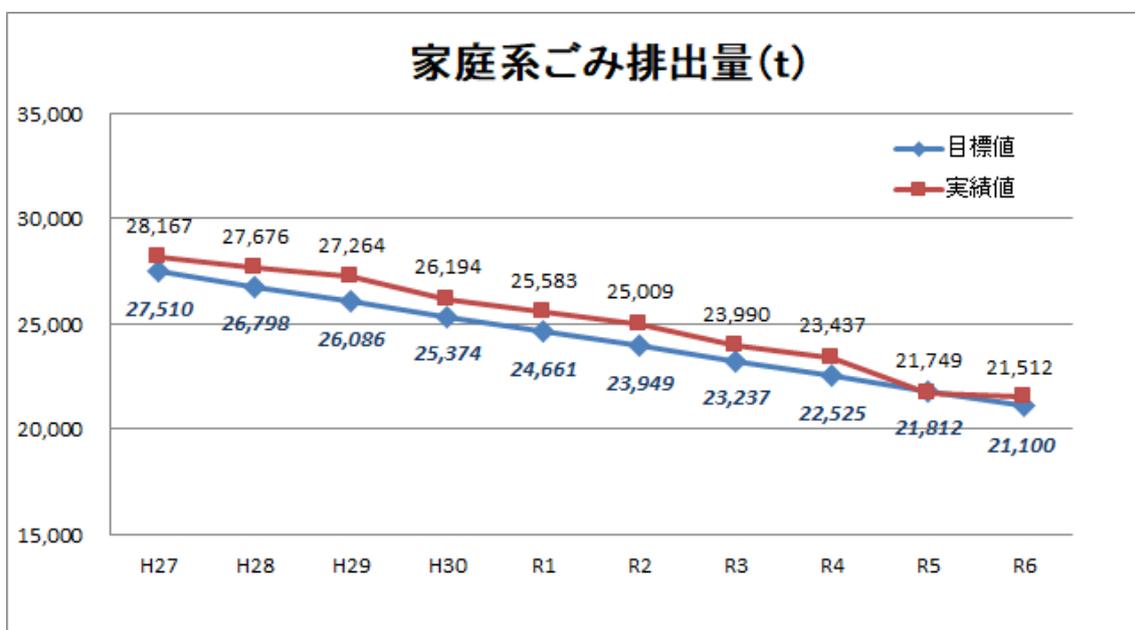
事業系ごみ：ごみ処理施設（広栄町・北沢）に持ち込まれたごみ

資源回収：集団資源回収、資源ステーション回収、ごみステーションから回収された紙類資源、店頭での飲料用紙パック、白色・透明トレイの回収

※令和4年度から、資源回収量とリサイクル率の積算に店頭での古紙、缶類、ペットボトルの回収量を加えています。

(3) 目標の達成状況

①家庭系ごみ排出量

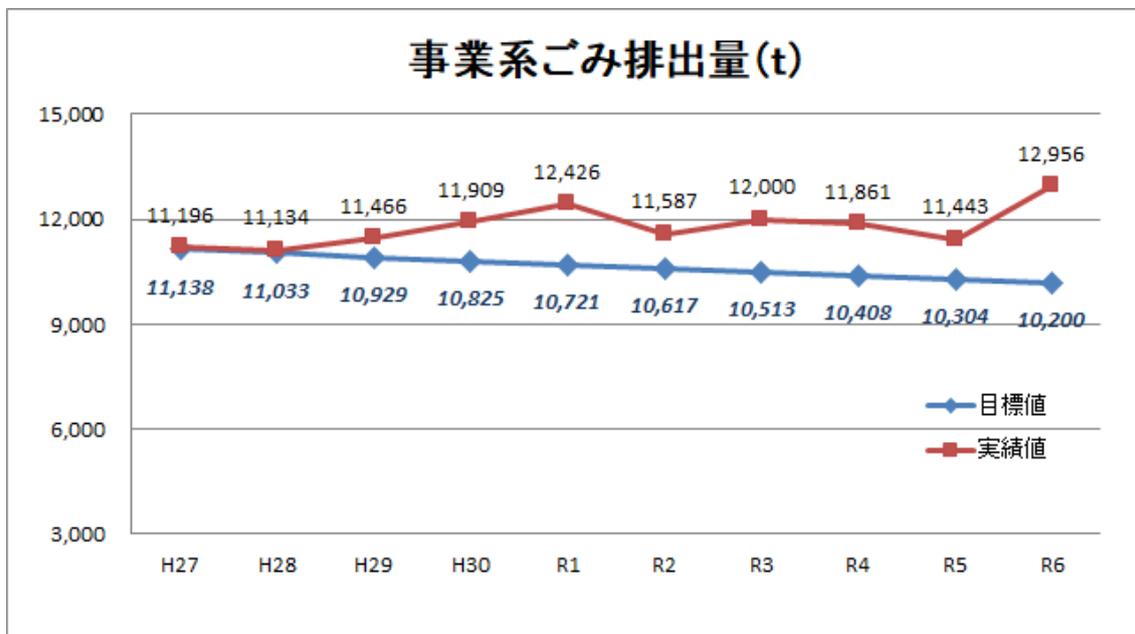


年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
目 標 値	27,510t	24,661t	21,100t
実 績 値	28,167t	25,583t	21,512t

家庭系ごみ排出量は平成 27 年度以降減少を続けており、令和 6 年度においては 21,100 t の目標に対して 21,512 t でした。

計画期間内で見ると、これまで令和 5 年度のみが目標を達成しているにとどまっているため、目標達成に向けて紙類資源としての分別等、さらなる減量の取組が必要です。

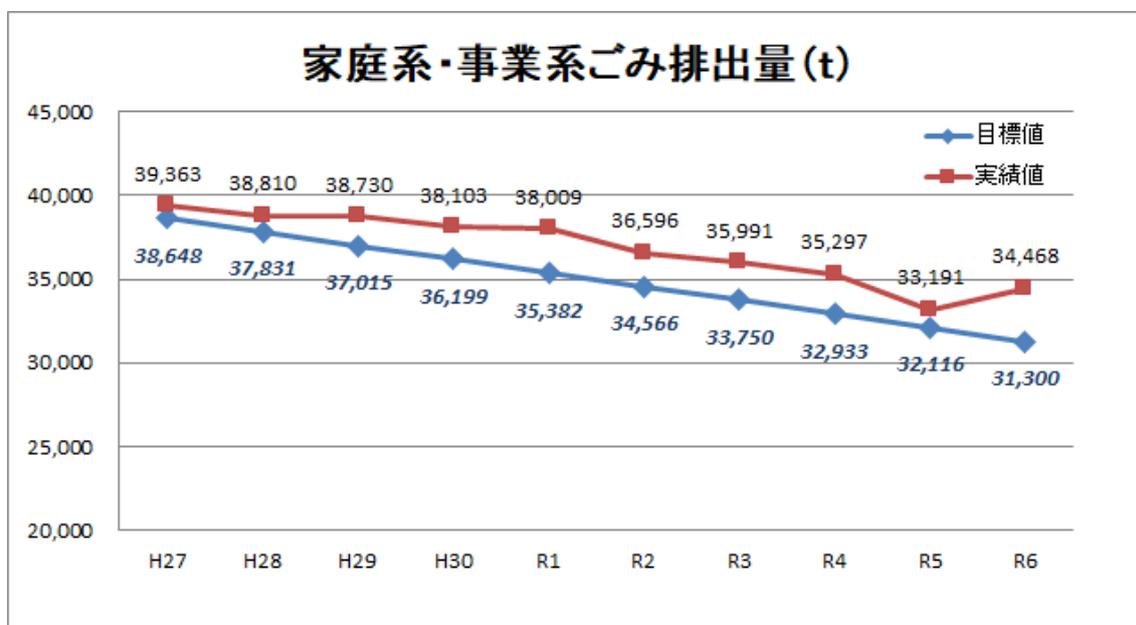
②事業系ごみ排出量



年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
目 標 値	11,138t	10,721t	10,200t
実 績 値	11,196t	12,426t	12,956t

事業系ごみ排出量は平成 29 年度以降、実績値が目標値を 500 t 以上上回っています。令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害で、災害廃棄物が事業系ごみとして多数排出されたことが、計画期間の中でも令和 6 年度が一番多くなる要因につながりました。事業系ごみの排出は、主に経済活動に伴うものであることから、一般廃棄物の発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のほか、資源物への分別徹底等を各事業者との協力により推進することが必要です。

③家庭系・事業系ごみ排出量

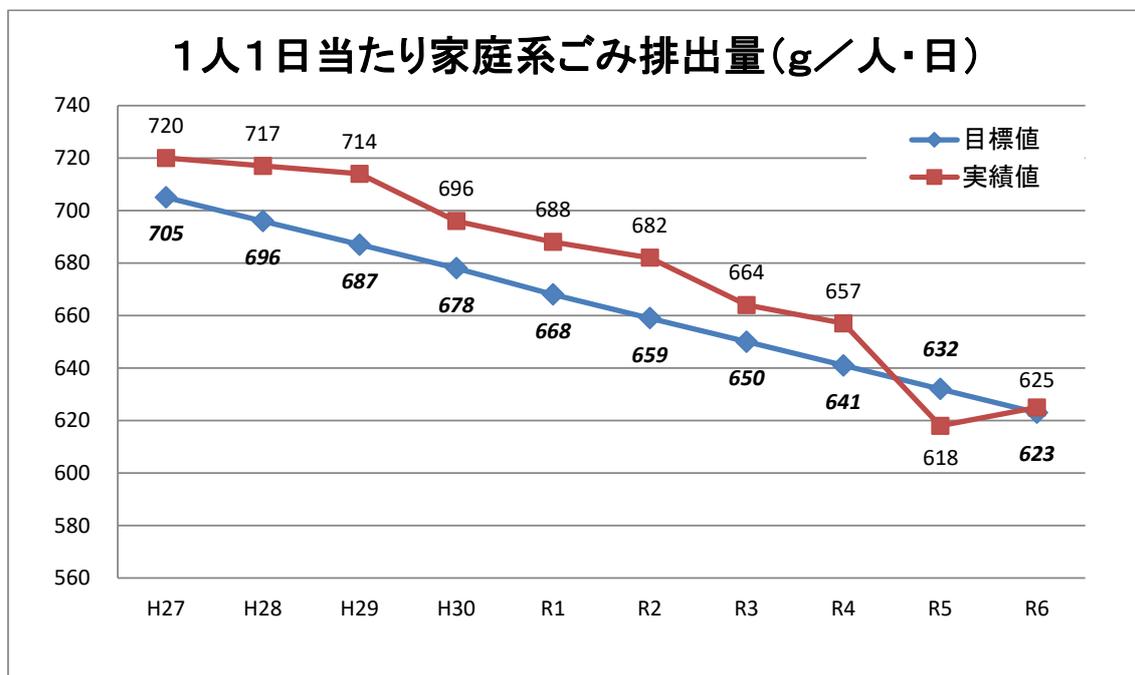


年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
目 標 値	38,648t	35,382t	31,300t
実 績 値	39,363t	38,009t	34,468t

家庭系と事業系を合わせたごみ排出量は、平成 27 年度以降ゆるやかに減少を続けていましたが、令和 6 年度では、目標値 31,300 t に対して実績値は 34,468 t でした。

令和 6 年度は 7 月 25 日に発生した大雨による災害の影響もあり、前年度を上回る排出量となりましたが、引き続き減量を図ることが必要です。

④ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量



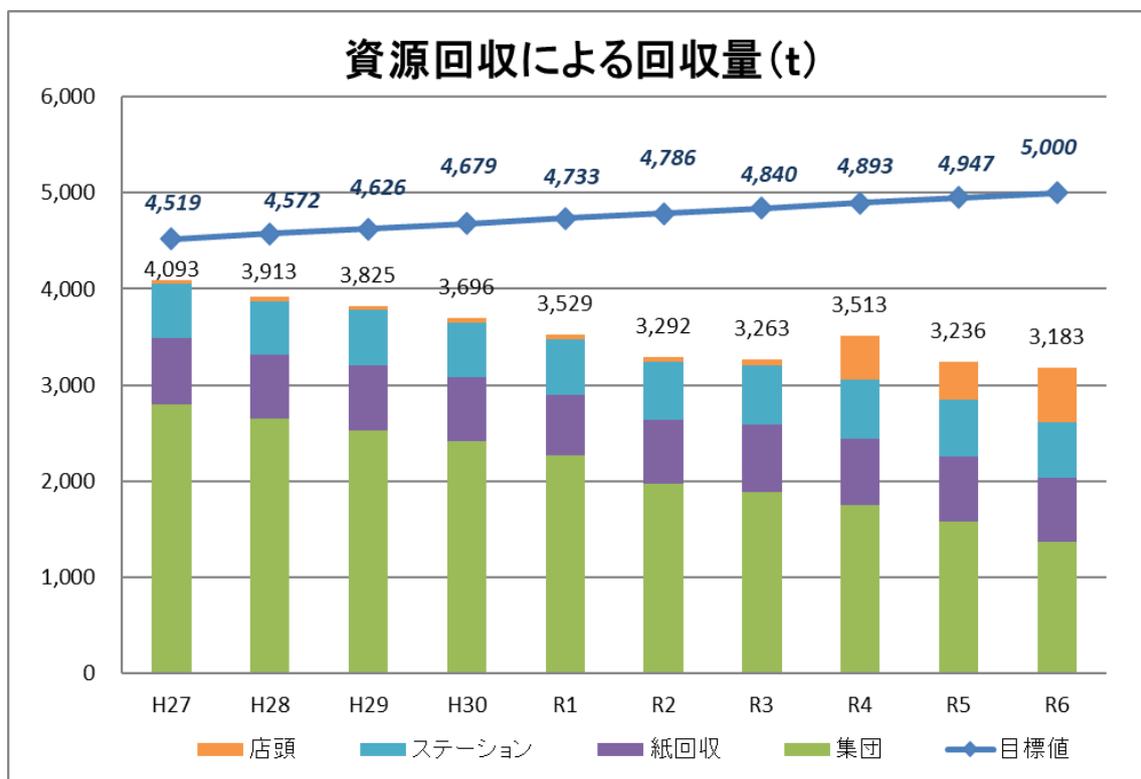
※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数

年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	705g	668g	623g
実 績 値	720g	688g	625g

令和6年度1人1日当たり家庭系ごみ排出量は625gで、平成27年度と比較すると95gの減量となっています。

令和5年度は実績値が目標値を下回り目標達成となりましたが、令和6年度は目標値を2g上回りました。

⑤資源回収による回収量



※資源回収＝集団資源回収＋資源ステーション回収＋ごみステーションでの紙類資源回収＋飲料用紙パック、食品トレイ（白色・透明）などの店頭回収

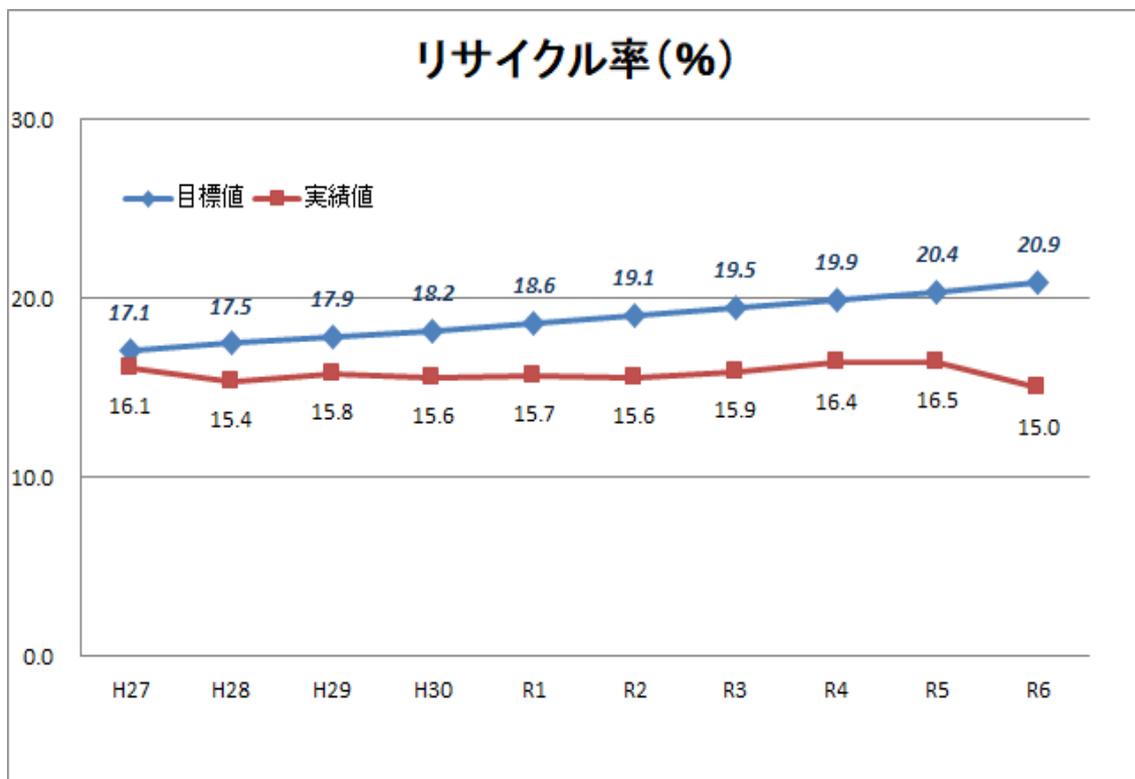
年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
目 標 値	4,519t	4,733t	5,000t
実 績 値	4,093t	3,529t	3,183t

資源回収量は平成 27 年度以降減少が続いていますが、令和 4 年度から店頭回収量に古紙、缶類、ペットボトルの回収量を加えたことから、令和 4 年度は一時的に増加しています。

近年は自治会や子ども会をはじめとする集団資源回収の担い手が減少していることで、集団資源回収量の減少が目立っています。

資源回収量に占める割合は新聞紙や段ボールの割合が高いですが、もやすごみに含まれる雑がみなどの回収量の増加や、飲料用紙パック、食品トレイ（白色・透明）を中心とした店頭回収量を増加させていくことが必要です。

⑥リサイクル率



※リサイクル率 = $\frac{\text{資源化量(資源回収量+組合施設での資源化量(中間処理後再生利用+溶融スラグ))}}{\text{ごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、資源回収の計)}}$

年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	17.1%	18.6%	20.9%
実 績 値	16.1%	15.7%	15.0%

リサイクル率は平成 27 年度以降減少傾向にあります。

資源回収量も平成 27 年度以降減少傾向にあることが、リサイクル率の低下の原因となっています。

※令和 4 年度から資源回収量に古紙、缶類、ペットボトルの店頭回収量を加えています。

2. 2 食品ロスに関する現状

日本では、食品廃棄物等の発生の抑制を含む食品循環資源の再生利用等を推進するため、平成 12 年に制定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく国、自治体、事業者等による取組とともに、特に食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）については、令和元年に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく食品ロスの削減の取組が国民運動として進められています。

環境省は令和 7 年 6 月、家庭系食品ロスについては市町村に対する実態調査等をもとに、事業系食品ロスについては食品リサイクル法に基づく事業者からの報告等をもとに、令和 5 年度の食品ロス量は約 464 万トン（うち家庭系は約 233 万トン、事業系は約 231 万トン）と推計されることとした報道発表を行いました。

山形県では、食品ロス削減推進法施行以前である平成 28 年度から、食品ロスの削減を「ごみゼロやまがた県民運動」の柱の一つとして位置付け、食べきり運動等に係る周知啓発を行ってきました。特徴的な運動として、県内の飲食店や宿泊施設、小売店、スーパーを対象に、食品ロスやごみの削減、リサイクルに取り組むお店を募集して「もったいない山形協力店」として登録して、県ホームページで紹介する取組があります。

食品ロスの削減からごみの減量につなげていくためにも、本市においても前出の「もったいない山形協力店」の募集拡大や、家庭系、事業系それぞれの食品ロス削減に向けた対応が必要となっています。

2. 3 ごみ処理の体制

(1) 収集運搬

酒田市でのごみの区分と収集回数、収集方法は次のとおりです。

○ごみステーション（粗大ごみ除く）

区 分	酒田地区	八幡地区	松山地区	平田地区
もやすごみ 廃食用油	2回/週			
埋立ごみ	7~9回/年	3回/4か月		
資源物	2回/5週	1回/月		
ペットボトル	2回/5週	1回/月		
粗大ごみ	随時（事前申込による個別収集・自分で持込み）			
紙類資源	1回/月	1回/2月	1回/月	
水銀使用廃製品	2~3回/年	1回/4か月		

※収集は委託。令和2年度から水銀使用廃製品の分別を開始。

○資源ステーション（※収集は委託）

市内9ヶ所に設置した資源ステーションで、紙類・ビン類等を収集しています。

(2) 中間処理

施設名	処理物	能 力	竣工
ごみ処理施設	もやすごみ	196 t/日 (98 t/日×2基)	平成 14 年
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	12 t/日	平成 14 年
リサイクルセンター	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	40 t/日	平成 元 年

※運営は酒田地区広域行政組合。

(3) 最終処分

（令和7年3月31日現在）

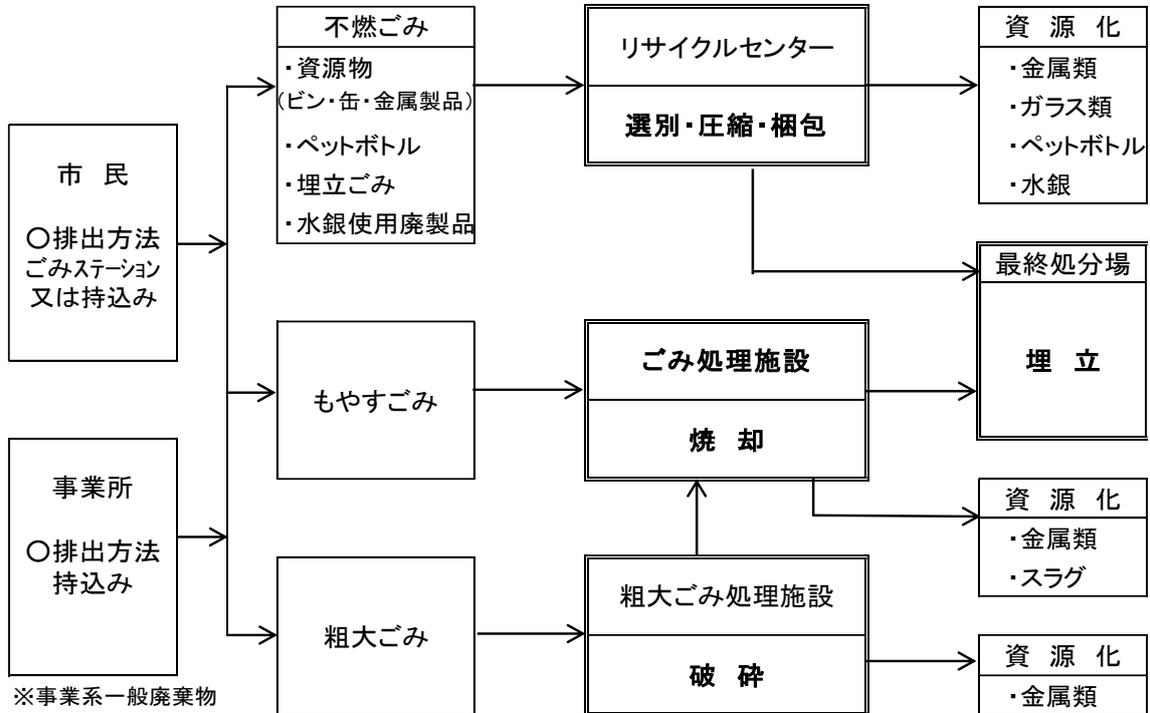
施設名	所 管	埋立容量	残容量	使用開始
北沢最終処分場	酒田地区広域行政組合	368,027 m ³	41,851 m ³	平成 3 年
新林最終処分場	酒田市環境衛生課	461,087 m ³	44,624 m ³	昭和 54 年

※北沢最終処分場は、埋立ごみ及び中間処理後の残渣物を埋立処分するための施設。

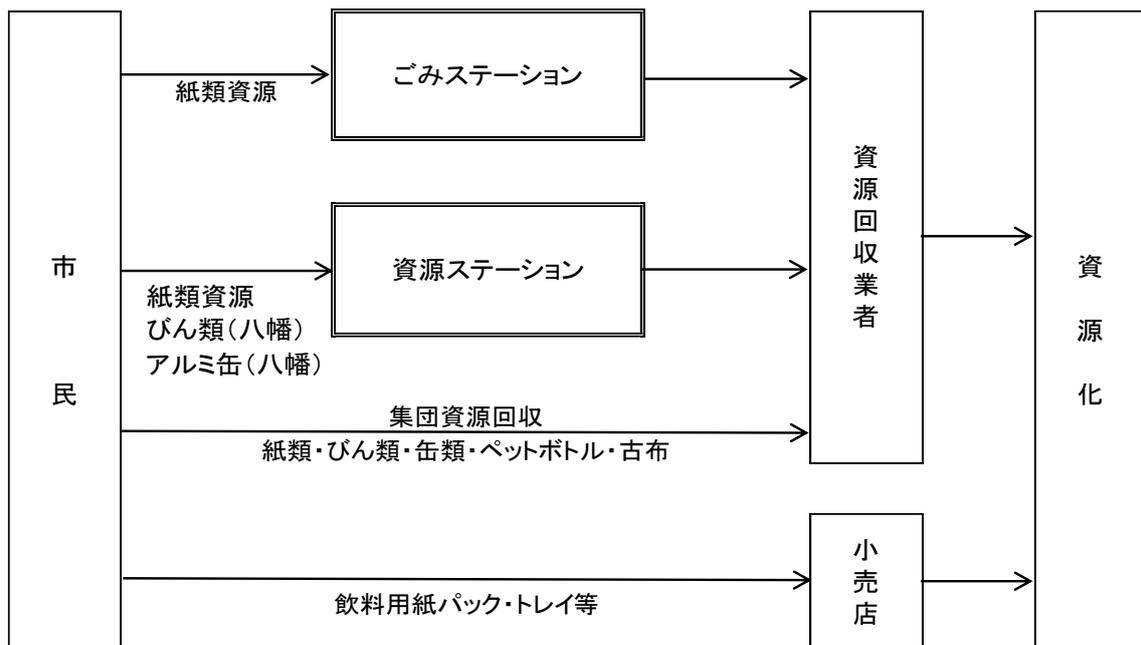
※新林最終処分場は、北沢最終処分場で受け入れしていない処理困難物を埋立処分するための施設。

2. 4 ごみ処理の概要

(1) ごみ処理



(2) 資源回収



2. 5 ごみ減量化への具体的な取組の実績

(1) 紙類資源回収事業

資源ステーションを利用した回収のほか、ごみステーションでの分別回収及び集団資源回収でも、紙類資源の回収を行っています。

紙類資源回収量			
	R4	R5	R6
資源ステーション	620 t	583 t	583 t
ごみステーション	691 t	675 t	660 t
集団回収	1,701 t	1,544 t	1,339 t
合計	3,012 t	2,802 t	2,582 t

(2) 資源再利用運動事業報償金

集団資源回収に取り組んでいる団体に報償金を交付しています。

取組実施団体数		
R4	R5	R6
442	442	439

(3) 生ごみ処理機等普及事業

コンポスト、電動式生ごみ処理機の購入者へ補助金を交付してきましたが、生ごみ処理機の普及が進んだことにより令和6年度で事業を終了いたしました。

生ごみ処理機補助件数			
	R4	R5	R6
コンポスト	16	7	7
電動式処理機	6	12	5
合計	22	19	12

(4) 使用済小型家電の回収事業

平成 27 年度から使用済み小型家電の回収を行っています。

使用済小型家電の回収量			
	R4	R5	R6
小型家電	8,608 kg	6,356 kg	7,620 kg
水銀使用廃製品	654.7 kg	1,011.3 kg	750.2 kg

(5) 古着の回収事業

平成 29 年度から小型家電の回収に合わせて古着の回収を行っています。

古着の回収量		
R4	R5	R6
9,460 kg	7,050 kg	6,300 kg

(6) ごみステーション整備支援事業

ごみステーションを整備する自治会へ補助金を交付しています。

ごみステーション整備補助件数			
	R4	R5	R6
ごみステーション整備	7	8	8

(7) 施設見学の実施

ごみ処理の実態を周知するため、酒田地区広域行政組合の施設見学を実施しています。

施設見学者						
	R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
一般	9件	121人	7件	116人	6件	61人
小学校	30件	899人	27件	979人	28件	935人
合計	39件	1,020人	34件	1,095人	34件	996人

(8) ごみ研修会・出前講座の実施

ごみ減量化、リサイクル意識の啓発のため、各種研修会等を開催しています。

ごみ研修会・出前講座等開催回数			
	R4	R5	R6
早朝ごみ出し指導	8	8	8
ごみ研修会	4	5	4
出前講座	11	11	10

(9) ごみ分別情報の周知

ごみの減量化・リサイクル・適正分別等を啓発するため、情報紙の配布や広報、ホームページ、LINE を使った分別方法の周知を実施しています。

(10) ごみルール酒田カレンダーの配布

ごみの収集日と分別区分を掲載したカレンダーを作成し、毎年各家庭に配布しています。

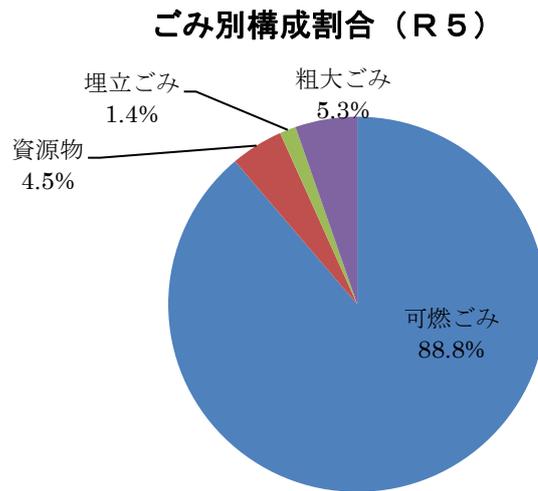
(11) 粗大ごみ等の処理手数料の改定

品目ごとに 5 区分としている粗大ごみ等の収集運搬時の処理手数料を令和元年 10 月から改定しました。

酒田地区広域行政組合のごみ処理施設に持ち込まれるごみ処理手数料の改定にそって、ごみ処理手数料についても見直していきます。

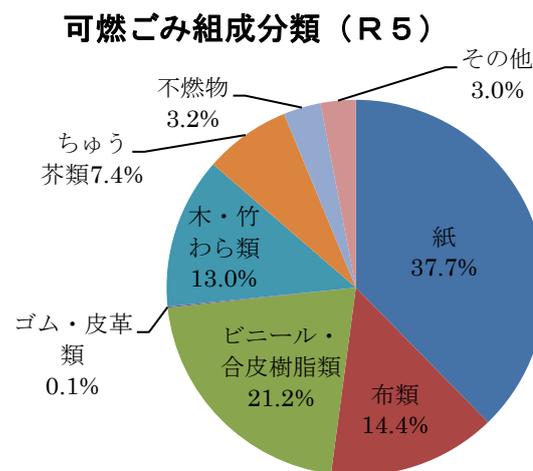
2. 6 ごみの組成の現状

令和5年度に排出されたごみの構成割合は、可燃ごみが88.8パーセントを占めています。(家庭系、事業系ごみ)



出典：酒田地区広域行政組合「令和5年度ごみ・し尿搬入量調べ」

ごみ総量の大部分を占める可燃ごみの組成を見てみると、「紙類」の占める割合が37.7パーセントと最も高く、次いで「ビニール・合皮樹脂類」が21.2パーセントを占めています。

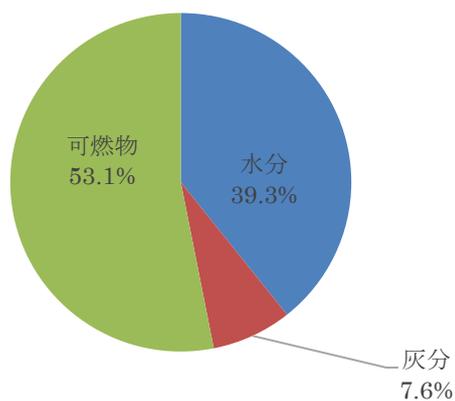


※搬入された可燃ごみの水分を除いた状態での割合

出典：酒田市環境衛生課「令和5年度家庭系可燃ごみ質分析結果報告書」

可燃ごみを「可燃分・水分・灰分」の3成分で見ると、水分が 39.3 パーセントを占めていて、その多くは生ごみによるものと考えられます。

可燃ごみ3成分（R5）



※搬入されたままでの状態

出典：酒田市環境衛生課「令和5年度家庭系可燃ごみ質分析結果報告書」

2. 7 課題

(1) ごみの減量

山形県が取りまとめた「令和 5 年度市町村別ごみの排出量」によると、酒田市は、市民 1 人 1 日当たりの家庭系のごみ排出量が県内 13 市で最多となっています。市民一人ひとりが、ごみの減量に関心を持ち、取組を始める必要があります。特に、組成割合の結果からも分かるとおり、排出される可燃ごみの約 4 割は生ごみ等の水分で占められています。水分を含んだごみの焼却には多く燃料を必要としますが、しっかり水切りされたごみは燃えやすいため処理費用が削減できます。また処理施設にかかる負担も減らすことができるため、今ある施設を長く使うことができます。

家庭から出る生ごみについて、水切りの徹底や堆肥化などにつなげていく取組を周知していく必要があります。

(2) ごみの資源化

ごみ総量の約 9 割は可燃ごみです。可燃ごみの中身は紙類の占める割合が高いことから、この紙類を資源ステーションや紙類資源の回収日にごみステーションへ排出するか、集団資源回収に提供するなどして分別に注意を払い、資源として再利用する必要があります。

(3) ごみ分別の細分化

可燃ごみの中には紙類のほか、布類やプラスチックが含まれていますが、今後、プラスチック資源循環法の施行により、分別品目の見直しと、プラスチックごみの再資源化について、具体的な実施の検討が必要です。

また、近年利用が進んでいるリチウム蓄電池及びその使用製品の分別収集や適正処理についても検討していく必要があります。

(4) 事業系ごみの減量化

事業系の可燃ごみにも多くの紙類が含まれています。事業所から排出される紙類についても資源化を推進し、減量化につなげるよう周知を図る必要があります。

(5) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの排出量に応じた負担の公平化、発生抑制、再利用やリサイクルの推進及び市民の意識改革を進めるため、家庭系ごみの有料化について検討を進めていく必要があります。

(6) 食品ロス削減

全国における令和5年度の食品ロス量は464万トンと推計されていますが、国民一人当たりの食品ロス量は1日102gとなり、全ての国民が、毎日おにぎり1個分に近い量の食品を食べずに捨てている計算になります。

食品には、消費者の手元に届くまでに肥料、料の製造、生産に要する労働力、加工、包装、運搬等のエネルギーが掛けられています。にもかかわらず食べられる食品を廃棄することは、もったいないことであるとともに無駄な処理費用の支出やCO₂発生等の環境負荷にもつながるため、大きな課題となっています。

第3章 計画の方向性及び施策

3.1 基本目標

本計画は、酒田市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

酒田市では、先人から受け継がれた豊かな自然を守り、市民と自然が共に生きる環境を維持するため、環境にやさしい循環型社会の実現と、そのために、みんなが参加し行動する環境づくりを目指します。

本計画における基本目標

次世代へつなぐ地域循環のまち

～ごみ減量 みんなで進める4R～

※4R：発生回避（Refuse）・発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）

酒田市環境基本計画



【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち

酒田市総合計画



環境保全・廃棄物対策等の推進

「全員参加」でつくる美しいまち

地域のつながりと安全・安心にあふれた
暮らしやすい酒田

3. 2 基本方針

環境にやさしい循環型社会を市民のみんなでつくり上げるため、以下の基本方針を定めます。

(1) 4Rの推進

①発生回避／Refuse（リフューズ）

リフューズとは、ごみになるものを最初から受け取らないようにすることです。必要のないものを受け取らない、過剰包装を断るなどの行動でごみの発生を根本的に防ぎます。

②発生抑制／Reduce（リデュース）

リデュースとは、そもそもごみになるものをできるだけ出さないようにすることです。食品ロスの削減や使い捨てを止める活動に取り組み、ごみの発生量を減らします。

③再使用／Reuse（リユース）

リユースとは、一度使った物を捨てずに、もう一度使うことです。出来る限り再使用する活動に取り組み、ごみの発生量を減らします。

④再生利用／Recycle（リサイクル）

リサイクルとは、使い終わったものを一度壊し、材料としてもう一度新しいものを作ることです。ごみの分別を徹底して資源物を回収し、再資源化を推進することでごみの発生量を減らします。

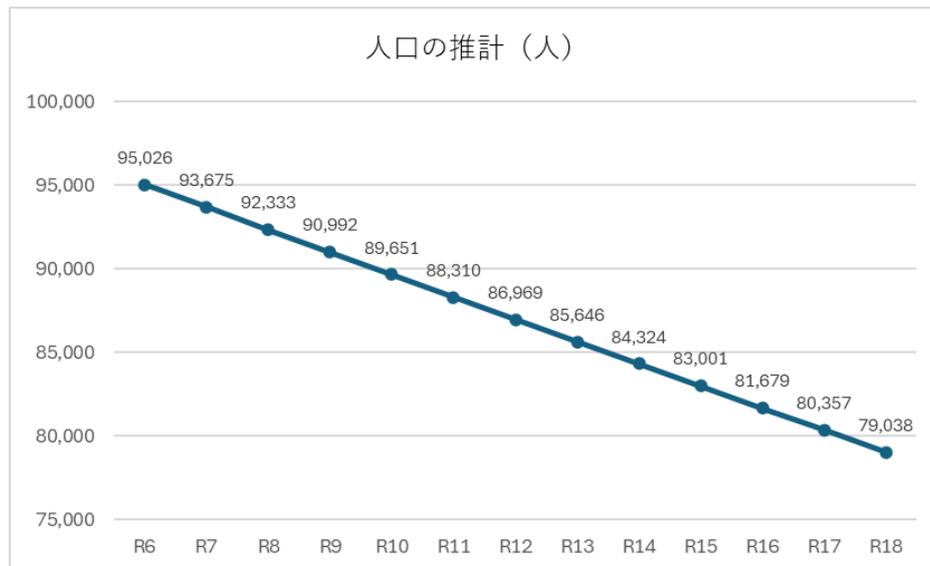
(2) ごみの適正処理の推進

ごみの分別、収集、運搬、処分については関係法令の遵守はもとより、安全性に十分配慮します。また、不法投棄を防止するため、地域と一体となった活動を展開します。

3. 3 人口・ごみ排出量の推計

(1) 人口の推計

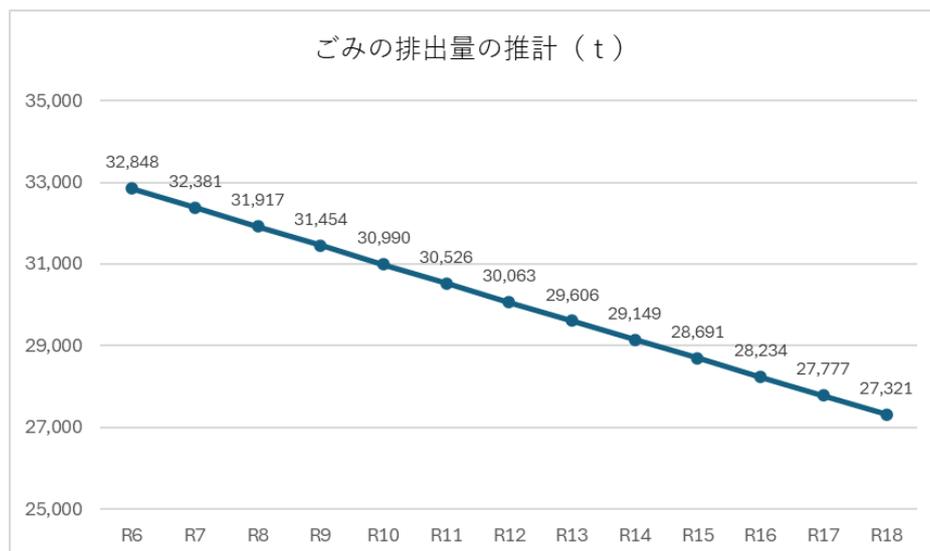
本市の将来人口は漸減傾向が続き、令和 12 年には 86,969 人、令和 18 年には 79,038 人へ減少すると推計されます。



※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(R5)より

(2) ごみ排出量の推計 (家庭系、事業系ごみ排出量)

人口の減少にともない、ごみの排出量も減少していくと推計されます。



$$\text{※ごみ排出量} = \frac{\text{R6家庭系、事業系ごみ排出量}}{\text{R6人口}} \times \text{推計人口}$$

3. 4 計画の目標値

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

山形県では、令和3年3月に策定した第3次山形県循環型社会形成推進計画で、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を、平成30年度の528グラムから目標年度の令和12年度までに120グラム減量し、408グラムとする目標を定めています。

酒田市では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の算定方法を見直し、令和6年度の排出量を571グラムとします。

これを目標年度の令和18年度までに山形県と同じ120グラム減量し、451グラムを目標とします。

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	571グラム※	511グラム	451グラム

1人1日あたり家庭系ごみの定義について

新酒田市ごみ処理基本計画（計画期間:令和8年度～令和18年度）から、「家庭系ごみ」の定義については、これまでの家庭系ごみである、ごみステーションから回収されたごみ（紙類資源を除く）に粗大ごみを加え「生活ごみ」と定義し直し、この分から資源として回収されるものを除いたものを位置付けます。

（参考）これまでの「家庭系ごみ」の定義で算定された場合の令和6年度の「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は、625gとなります。

※1人1日当たり家庭系ごみ排出量：

（生活ごみ－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）

÷人口÷年間日数

令和6年度1人1日当たり家庭系ごみ排出量

（21,512 t－1,280 t（資源ごみ及びペットボトル）－29 t（水銀ごみ）

－18 t（粗大ごみの有価物）－531 t（溶融スラグ））÷94,336人÷365日

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、令和 18 年度における 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 451 グラムから割り出し、令和 6 年度における資源として回収されるものを除いた排出量 19,654 トンから 6,654 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 13,000 トンとします。

※令和 18 年度家庭系ごみ排出量

R18 家庭系 1 人 1 日排出量 (451 g) × R18 人口 (79,038 人) × 365 日

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
家庭系ごみ排出量	19,654 トン	16,327 トン	13,000 トン

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、令和 6 年度における排出量 12,956 トンから 1,956 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 11,000 トンとします。

※令和 18 年度事業系ごみ排出量

R18 事業系ごみ排出量 (12,956 t) × 0.85

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
事業系ごみ排出量	12,956 トン	11,978 トン	11,000 トン

(4) 家庭系・事業系ごみ排出量

家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は、令和 6 年度における排出量 32,610 トンから 8,610 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 24,000 トンとします。

※令和 18 年度家庭系・事業系ごみ排出量

R18 家庭系ごみ (13,000 t) + R18 事業系ごみ (11,000 t)

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
家庭系・事業系ごみ排出量	32,610トン	28,305トン	24,000トン

(5) 資源回収による回収量

資源回収（集団資源回収、資源ステーション回収、ごみステーションから回収された紙類資源、店頭での飲料用紙パック、白色・透明トレイ等の回収）による回収量は、人口減少やデジタル化による紙類の減少が続く中、ごみの減量とリサイクル率の向上を図るため、令和6年度の回収量 3,183 トンと同じ水準である 3,200 トンとします。

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
資源回収による回収量	3,183 トン	3,200 トン	3,200 トン

(6) リサイクル率

国のリサイクル率の目標は令和7年度で 26 パーセント、山形県は 23 パーセントとなっています。

しかし、本市においては年々減少傾向にあり、平成 27 年度以降 15 パーセント台から 16 パーセント台で推移していますが、将来的なプラスチックごみの再資源化に向けた具体的な実施の検討が必要となっていることを踏まえ、令和 18 年度におけるリサイクル率の目標を 18.0 パーセントとします。

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
リサイクル率	15.0パーセント	16.0パーセント	18.0パーセント

※リサイクル率：総資源化量（資源回収量＋処理施設回収量＋溶融スラグ）÷
ごみ総排出量（家庭系・事業系ごみ排出量＋資源回収量）×100

※R18 リサイクル率：(3,200 t + 1,000 t + 800 t) ÷ (24,000 t + 3,200 t)
×100 = 18.4 ÷ 18.0 パーセント

※処理施設回収：酒田地区広域行政組合ごみ処理施設及びリサイクルセンターから資源回収されたビン、缶、ペットボトル、金属類で、令和 2 年度から令和 6 年度までの回収実績の平均から、令和 18 年度における目標を 1,000 t とします。

※溶融スラグ：焼却炉から排出される灰を溶融した後に冷却して固化したもので、建設・土木資材として利用されます。令和 2 年度から令和 6 年度までの回収実績の平均から、令和 18 年度における目標を 800 t とします。

(7) 家庭系食品ロス発生量【新規】

食品ロスの削減に係る政府の目標は、令和 12 年度で、家庭系・事業系それぞれ平成 12 年度から半減させることとし、合計 489 万トンです。これは、平成 29 年度から 20.0%減に相当します。

本市では、山形県の独自試算方法を参考に「家庭系食品ロス発生量」を目標として設定し、国に準じて中間目標を令和 7 年に 7,309 トン、令和 12 年は目標 6,497 トンと算定しています。

項目	現状 H29	中間目標 R7	目標 R12	(目標) (R18)
家庭系食品ロス発生量	8,121 トン	7,309 トン	6,497 トン	(5,478 トン)

家庭系食品ロス発生量＝家庭系ごみ（粗大ごみは除く）×食品廃棄物の全国平均（31.5%）25,780 トン（H29）×31.5%＝8,121 トン

※令和 18 年度の目標値は平成 29 年度から令和 12 年度までの削減ペース（年 124.9 トン減）が持続すると仮定した場合の数値です。

(8) 最終処分場への埋立対象量【新規】

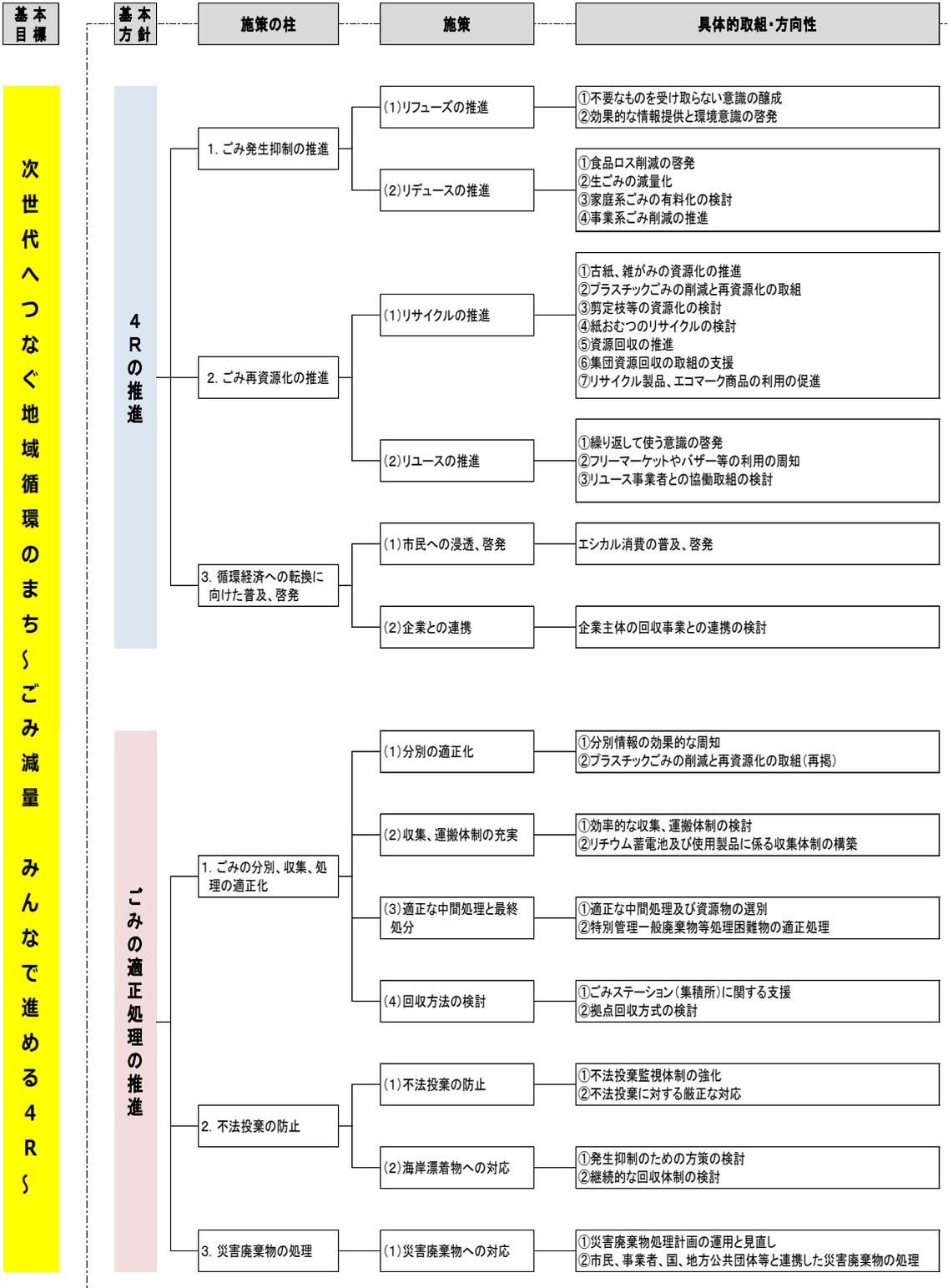
酒田地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分された処理灰や不燃物などの残渣の量について、令和 6 年度は構成 1 市 2 町合わせて 3,526 トンで、うち本市の量は 2,715 トンとなっています。

もやすごみの排出量の削減や最終処分場の延命化を図るため、令和 6 年度の埋立対象量から 515 トン減量し、令和 18 年度における目標は 2,200 トンとします。

項目	現状 R6	中間目標 R12	目標 R18
最終処分場への埋立対象量	2,715トン	2,458トン	2,200トン

※出典：酒田地区広域行政組合「一般廃棄物処理事業実態調査（令和6年度実績）用埋立量資料」

3. 5 施策の体系



3. 6 基本施策

【基本方針1】 4Rの推進

(1) ごみの発生抑制の推進

①リフューズ（Refuse）の推進

ア 不要なものを受け取らない意識の醸成

- ・レジ袋の受け取りを断り、どこでもマイバッグやマイカゴの持参を奨励します。
- ・コンビニエンスストアやスーパーマーケットで、カトラリーやストローなどの使い捨ての提供品を、必要以上にもらわないことを推奨します。

イ 効果的な情報提供と環境意識の啓発

- ・ごみ処理施設見学を通して、ごみとして処分されるものの量や種類を「見える化」することでごみを、減らすことへの関心を高めます。
- ・広報誌やホームページやLINEなどを活用し、ごみを減らす実践事例紹介などの情報を提供します。
例えば、食材を使い切るレシピ、不要品の活用方法、楽しみながらリフューズに取り組めるような情報を提供します。
- ・子どもたちと保護者に向け、給食をおいしく残さず食べきることで食品ロスを減らすことができること、自らごみを減らすことのできる行動について、情報提供します。

②リデュース（Reduce）の推進

ア 食品ロス削減の啓発

私たちの暮らしの中で、日々たくさんの食べものが捨てられています。しかも、その多くは本来まだ食べられる状態のもので、これを「食品ロス」と呼びます。

食品ロスを削減し、ごみの発生抑制と循環型社会の構築を目指します。

（市民への啓発）

- ・食べ残しを減らす「食べきり運動」や余った食品を活用するレシピの普及を推進します。
- ・食材の適量購入、保存方法の工夫、賞味期限、消費期限の正しい理解を啓発します。
- ・店舗で商品を選ぶ際は、棚の手前から選び、消費期限や賞味期限の近い

食品の積極的な購入を啓発します。

（事業者への啓発）

- ・売れ残り、食べ残しが出ない販売、提供方法の改善を啓発します。
- ・製造工程を見直し、食品ロスの発生量の抑制を啓発します。
- ・規格外品や売れ残りの食品の有効活用、フードバンク、フードドライブへの協力を啓発します。

イ 生ごみの減量化

- ・生ごみは多くの水分を含んでおり、焼却処分するときに多くのエネルギーを必要とします。
- ・料理くずや食べ残しなどの生ごみを減らす工夫をします。
- ・事業所から出る生ごみの資源化に努めます。生ごみの水切りの徹底や、たい肥化への働きかけをし、ごみの減量と省エネルギーを進めます。
- ・生ごみの堆肥化や減量化に有効なシステムについて、先進事例等の調査、検討を進めます。

ウ 家庭系ごみの有料化の検討

家庭系ごみの有料化については、全国的に約 6 割の自治体で取り組んでいます。

本市でもこれまで廃棄物減量等推進審議会等で検討を続けてきました。本市における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は、県内 13 市の中でも最多となっており、地域別にみても庄内地区の排出量は最多となっております。

ごみの減量化は進んでいるものの、新たな取組を含め、各種の施策を実施しながら推進していくこととします。

有料化についても減量化の有効な施策の 1 つとして、近隣町との連携を図りながら検討します。

エ 事業系ごみの削減の推進

- ・事業系ごみの減量については、各種リサイクル法に基づく排出者責任の周知徹底を図り、ごみの発生抑制と紙類などの再資源化を促進します。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分と適正な処理の啓発と指導に努めます。
- ・事業系ごみにおける紙類の資源化について、事業者への啓発活動を行います。

（2）ごみ再資源化の推進

①リサイクル（Recycle）の推進

ア 古紙、雑がみの資源化の推進

- ・可燃ごみの 4 割近くを占める紙類の中には、紙類資源としてリサイクルできるものが多く混入していることから、さらに分別の徹底に向けた啓発

に努めます。

- ・紙類資源の回収は新聞、雑誌、ダンボールが回収の主となっていますが、雑がみの回収にもさらに重点を置いていきます。

イ プラスチックごみの削減と再資源化の取組

- ・プラスチック資源循環法の施行によるプラスチックごみの削減に向け、分別を見直し、再資源化に向けた取組を進めます。
- ・企業が取り組む新たなプラスチックの再資源化の取組について、回収拠点の設定や回収のルール等について検討します。

ウ 剪定枝等の資源化の検討

- ・もやすごみとして収集している剪定枝等について、再資源化できないか調査、検討を行います。

エ 紙おむつのリサイクルの検討

- ・紙おむつのリサイクルについて調査・検討を行います。

オ 資源回収の推進

- ・事業者への働きかけを行い、飲料用紙パック、食品トレイ（白色、透明）などの店頭回収を促進することで、資源物のリサイクルを推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて事業者の協力を求めます。
- ・空きびんの回収について、リターナブルびんについては持ち込みできる販売店を紹介し、リサイクルにつなげます。

カ 集団資源回収の取組の支援

- ・地域における自主的な資源化を推進するため、集団資源回収に取り組む団体へ、各種情報の提供を行い、支援していきます。

キ リサイクル製品、エコマーク商品の利用の促進

- ・リサイクル製品の利用促進に向け、エコマーク等の環境に配慮した商品の利用促進を推奨します。

②リユース（Reuse）の推進

ア 繰り返して使う意識の啓発

- ・使い捨てをやめ、繰り返し使えるマイ箸、マイボトル、マイバッグの持参を呼びかけます。
- ・イベント会場から出る使い捨て容器を減らす取り組みとして、マイ食器の持参の呼びかけを推奨します。

イ フリーマーケットやバザー等の利用の周知

- ・フリーマーケットやバザー等の不用品交換に関する情報提供を行います。

ウ リユース事業者との協働取組の検討

・広報やホームページなどで、不用品としてごみに出す前にリユースできないかの選択肢として紹介します。

(3) 循環経済への転換に向けた普及、啓発

①市民への浸透、啓発

ア エシカル消費の普及、啓発

「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。

市民の方に身近なものをテーマに、循環利用したものがどういうものになるのか、循環利用するためには、どういうことをしたら良いのか等に関する啓発事業等を実施しています。

・エシカルな消費行動例を挙げ、より具体性を持たせた説明により啓発等を行います。

(エシカルな消費行動)

- 授産製品など福祉施設で作られた製品の購入
- バリアフリー製品の購入
- フェアトレード商品の購入
- 寄附付き商品の購入
- 再生紙等のリサイクル製品の使用
- 必要なものを必要な量だけ購入
- 再生可能エネルギーの利用
- 地産・地消商品の購入
- 地元商店での買い物、
- 被災地産品の購入
- 伝統工芸品の利用

②企業との連携

ア 企業主体の回収事業との連携の検討

・企業が主体として取り組むサーキュラーエコノミー（循環経済）と連携することにより、ごみの最小化と資源の循環利用の促進に努めます。

(具体的な企業の取組)

- 廃食用油回収のSAF（持続可能な航空燃料）への展開（エネルギー企業）
- プラスチックごみの分別収集を見据えたペットボトル水平リサイクルの導入（飲料メーカー）
- 包装容器のポジティブリサイクル（より価値の高い製品や素材へ生まれ変わらせる高付加価値なリサイクル）の取組への連携（化学メーカー）
- 衣服リユース事業への協力（衣料品メーカー）

【基本方針2】 ごみの適正処理の推進

(1) ごみの分別、収集、処理の適正化

①分別の適正化

ア 分別情報の効果的な周知

広報、ごみ出し情報等による、ごみ分別の周知を図ります。

- ・ 広報、啓発に際しては、目に入りやすいような PR 方法やレイアウトを意識し、より効果的なものとします。
- ・ 高齢者の方にもわかりやすいパンフレット等を通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。
- ・ 出前講座、ごみ研修会等で分別に関する情報を提供します。
- ・ 自治会や廃棄物減量等推進員など、地域との協働により適正な分別と排出を指導します。
- ・ 住民が循環型社会の一員であることの周知を図り、4R が実践されることで無駄や浪費をなくして、できるだけごみを出さない社会に向けた、ライフスタイル、オフィススタイルの構築の支援を図ります。
- ・ スプレー缶、カセットボンベ、小型充電式電池、プラスチック製玩具に内蔵された電池等は、不適切な捨て方をするとごみ収集車両やごみ処理施設での火災につながる可能性があります。そのため、住民にごみの分別と適切な排出方法を周知、啓発を図ります。

イ プラスチックごみの削減と再資源化の取組（再掲）

- ・ ごみの減量化を図るため、可燃ごみとして焼却処分していたプラスチックごみの再資源化に向けた取組を進めます。
- ・ 令和 16 年度を目途に、プラスチックごみの回収の実施に向けた取組を進めます。
- ・ 1 市 2 町で分別基準の統一化に向けて協議を行います。

②収集、運搬体制の充実

ア 効率的な収集、運搬体制の検討

- ・ ごみ排出量の増減やごみ集積所への排出状況等に応じて、収集頻度や収集ルートについても適宜検討を行います。
- ・ 高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭から一般のごみと区別して処理、処分する必要がある医療系ごみの排出が増加することが予想されます。そのため、医療関係機関等と連携を図り、適正な収集、処理を行えるよう、情報収集及び必要な対策について検討します。
- ・ 収集業者に対して、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪

臭等生活環境への影響を及ぼさないよう、適正な指導を行います。

- ・市民の環境意識の向上を図るため、ボランティア清掃活動を支援し、集積されたごみの回収を行います。

イ リチウム蓄電池及び使用製品に係る収集体制の構築

リチウム蓄電池が使用されている製品の品目を具体的に示す等して、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行います。

- ・近年、ごみ処理施設における火災事故の原因として増加しているモバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン等については、特に積極的に品目名を明示します。

- ・リチウム蓄電池の取り外しが簡単にできないリチウム蓄電池使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙、発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知します。

- ・住民に対して、製造事業者等の自主回収の対象品だけでなく自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張、変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示します。

- ・家庭で不要となったリチウム蓄電池等を退蔵させず、また、他のごみ区分への混入を防ぐため、住民にとって利便性が高い分別収集（ごみステーション）を基本として分別収集を実施します。

- ・モバイルバッテリーやスマートフォン、加熱式たばこの「指定再資源化製品」への追加指定に伴い、適切な処分方法の周知を行います。

③適正な中間処理と最終処分

ア 適正な中間処理及び資源物の選別

- ・中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めます。

- ・最終的に埋立処分する必要があるものは、適正に処理及び管理します。

イ 特別管理一般廃棄物等処理困難物の適正処理

- ・一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして、政令で定める特別管理一般廃棄物の取り扱いは、廃棄物処理法の規定により処理します。

- ・市で処理できないごみ（自動車のタイヤ、バッテリー、廃油、消火器、農薬等）については、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も周知の徹底と指導に努めます。

④回収方法の検討

ア ごみステーション（集積所）に関する支援

- ・ごみステーションは、地域住民が共同で利用する生活インフラでありその適正な運用は、地域の衛生環境の確保及び良好な景観の維持において重要な役割を果たしています。本市ではごみステーションを維持管理、新設又は改築する自治会の支援に努めます。

イ 拠点回収方式の検討

- ・事業者が取り組むプラスチックごみの削減と資源化の取組を推進するため、既存の施設を活用した資源物の拠点回収を検討します。
- ・事業者と連携し、ごみステーションを活用した拠点回収の効果的な利用を検討します。
- ・資源ごみの持ち去りを防止するための方策を検討します。
- ・拠点回収による使用済み小型家電、古着回収の取組を推進します。

(2) 不法投棄の防止

①不法投棄の防止

ア 不法投棄監視体制の強化

- ・不法投棄監視員との委嘱によりパトロールを行います。
- ・不法投棄パトロール強化月間を定め、庄内地区不法投棄防止対策協議会と連携した巡回パトロールを実施し、重点地域には監視カメラ等の設置を検討します。

イ 不法投棄に対する厳正な対応

- ・捨て得は許さず、不法投棄は犯罪であることを浸透させるために悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携を密にしながら厳しく対応します。

②海岸漂着物への対応

ア 発生抑制のための方策の検討

- ・海岸漂着物等は、自然災害による漂着など国内外の様々な要因によるほか、陸域での不法投棄、ポイ捨てによる河川からの流出、飛散も多く含まれることから、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全のため、国、県等はもちろんのこと、沿岸、流域自治体との連携も強化し、海岸漂着物問題に係る普及、啓発活動を積極的に行い、発生抑制に努めます。

イ 継続的な回収体制の検討

- ・海岸での清掃活動に協力し、推進に努めます。回収した漂着物についても一般廃棄物として適正に処理します。
- ・農業者や漁業者に対するプラスチックごみの適正処理について、農林水

産部門と連携して啓発に努めます。

(3) 災害廃棄物の処理

① 災害廃棄物への対応

ア 災害廃棄物処理計画の運用と見直し

令和 6 年 7 月 25 日の大雨災害により、甚大な被害を被ったことを踏まえ、災害廃棄物処理計画を見直す必要があります。

・災害発生時の初動対応強化

災害発生直後の初動対応について、関係部署間の連携体制や、情報収集・共有の方法を具体的に定めたマニュアルを改訂します。

・災害連携協定を見直し、大規模災害時にも迅速に支援を受けられる体制を整えます。

・災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置、収集スケジュールなどを、ホームページや SNS、市の広報を通じて迅速に発信する仕組みを確認します。

イ 市民、事業者、国、地方公共団体等と連携した災害廃棄物の処理

・災害廃棄物の仮置場の候補地を事前に選定し、迅速な設置を可能にします。また、定期的な訓練を実施し、課題を捉えて計画にフィードバックします。

・発災時における通常の一般廃棄物の処理の継続性の確保も含め、市民、事業者、国、県、地方公共団体や民間ボランティア等との連携を図りながら、災害廃棄物の処理を行います。

3. 7 市民・事業者・行政の役割分担

(1) 市民の役割

市民は、循環型社会を実現するための一番の主役です。市民一人ひとりが循環型社会の構築に向けた高い意識をもち、自らのライフスタイルを見直すことにより、環境に配慮した取組が促進されます。

また、行政及び事業者との協働のもと、地域活動を積極的に展開することにより、環境への負荷の少ない循環型社会システムを構築する大きな力となります。

行動目標

○市民一人ひとりが循環型社会の実現に関心をもち、環境への負荷の少ない生活様式への転換を図ります。

○市民は、行政及び事業者と協働した取組を行い、循環型社会の構築に向けた積極的な活動を行います。

具体的行動

- ・ さんまるいちまる 3010運動などの食品ロス削減対策に努めます。
- ・ ものを長持ちさせ、修理・修繕して使用するよう心がけます。
- ・ 環境配慮型商品を選ぶようにします。
- ・ マイバッグを持参し、レジ袋、過剰包装は断ります。
- ・ 食材の買いすぎを控え、食べきることで「食品ロス」削減を心がけます。
- ・ 生ごみの水きりを徹底し、生ごみを減らす工夫をします
- ・ 行政や地域が開催する研修会等に積極的に参加します。
- ・ 地域の清掃等へは積極的に参加します。
- ・ 地域の衛生協力員やごみ減量推進員へ協力します。
- ・ 地域が行う集団資源回収に協力し、再生利用を進めます。
- ・ 飲料用紙パック、白色、透明トレイ等などの店頭回収に協力します。
- ・ コンポストを利用するなど、生ごみの堆肥化を進めます。
- ・ フリーマーケット、リサイクルショップ等の活用を図ります。
- ・ 家電リサイクルなど各種リサイクル法に基づく排出をします。
- ・ ごみは決められた方法に従って分別し、減量を図ります。
- ・ 不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりに協力します。
- ・ 海岸漂着物発生抑制にもつながる河川清掃、海岸清掃活動等に協力します。

(2) 事業者の役割

事業者は、製品の製造や販売を通して、物質循環全体に対して大きな影響力を持つことから、排出者責任や拡大生産者責任のもと、とりわけ、法令の遵守が求められています。

さらに、環境に対する取組等を市民へ積極的にアピールし、周知することも必要とされています。

行動目標

○排出者責任や拡大生産者責任の原則に基づいた、環境に配慮した事業活動を行います。

○循環型社会を支える基盤となる、循環型産業に積極的に取り組みます。

具体的行動

- ・市の処理計画に基づいたごみの適正な処理に努めます。
- ・ごみ減量キャンペーンなどを展開します。
- ・環境配慮商品コーナーなどを設置し、わかりやすく展示します。
- ・ごみの減量、資源化等の研修会や講習会へ参加します。
- ・地域の清掃等へは積極的に協力します。
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛します。
- ・レジ袋の削減等環境負荷の低減に努めます。
- ・事業系ごみの発生量の少ない生産工程に努めます。
- ・さんまるいちまる3010運動等の啓発活動との連携などによる「食品ロス」削減に努めます。
- ・廃棄物の処理と循環利用に関する自主計画の策定に努めます。
- ・事業所から出るごみの適正な分別と排出、資源化に努めます。
- ・飲料用紙パック、白色、透明トレイ等の店頭回収を推進します。
- ・廃棄物のリサイクル及びリサイクル製品の使用に努めます。
- ・各種リサイクル法をはじめとする法令を遵守します。
- ・廃棄物の搬出には適正な収集運搬業者を利用します。
- ・不法投棄の防止に協力します。
- ・海岸漂着物発生抑制にもつなげる河川清掃、海岸清掃活動等に協力します。

(3) 行政の役割

市は、一般廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく責任を担っています。また、市民及び事業者にとって最も身近な行政主体であり、一般廃棄物の発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle e）の4Rと呼ばれる政策を推進する役目も担っています。

引き続き、地域特性を踏まえた適正な4Rの推進に努め、環境への負荷が少ない方法で適正処理を行います。

行動目標

○循環型社会の構築を広く市民、事業者に周知し、積極的に実現に向けた取組を行います。

○市民、事業者の取組を積極的に支援します。

具体的行動

- ・4Rの取組について、市民への情報の提供と啓発を推進します。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を含め、環境意識を高める情報提供を行います。
- ・協働を担う人材育成のため、各種研修会や講習会を開催します。
- ・ごみの散乱防止とまちの美化活動を推進します。
- ・イベントやキャンペーンを利用したごみ減量の啓発を行います。
- ・各種リサイクル法の市民への啓発を行います。
- ・家庭系ごみの有料化について検討を進めます。
- ・資源ステーションの拡充に取り組みます。
- ・事業系ごみから資源物の回収を検討します。
- ・さんまるいちまる3010運動などの食品ロス対策についての周知を行います。
- ・リサイクル製品の積極的な利用を呼びかけます。
- ・プラスチック容器包装材、紙おむつのリサイクルについて検討します。
- ・資源物の集団回収や拠点回収の推進に努めます。
- ・飲料用紙パック、白色、透明トレイ等の店頭回収について市民への啓発を行います。
- ・資源となるごみの分別回収を推進します。
- ・不法投棄防止の広報活動を行い、啓発に努めます。
- ・海岸漂着物の発生抑制のため、国、県等と連携し、活動、啓発の推進に努めます。

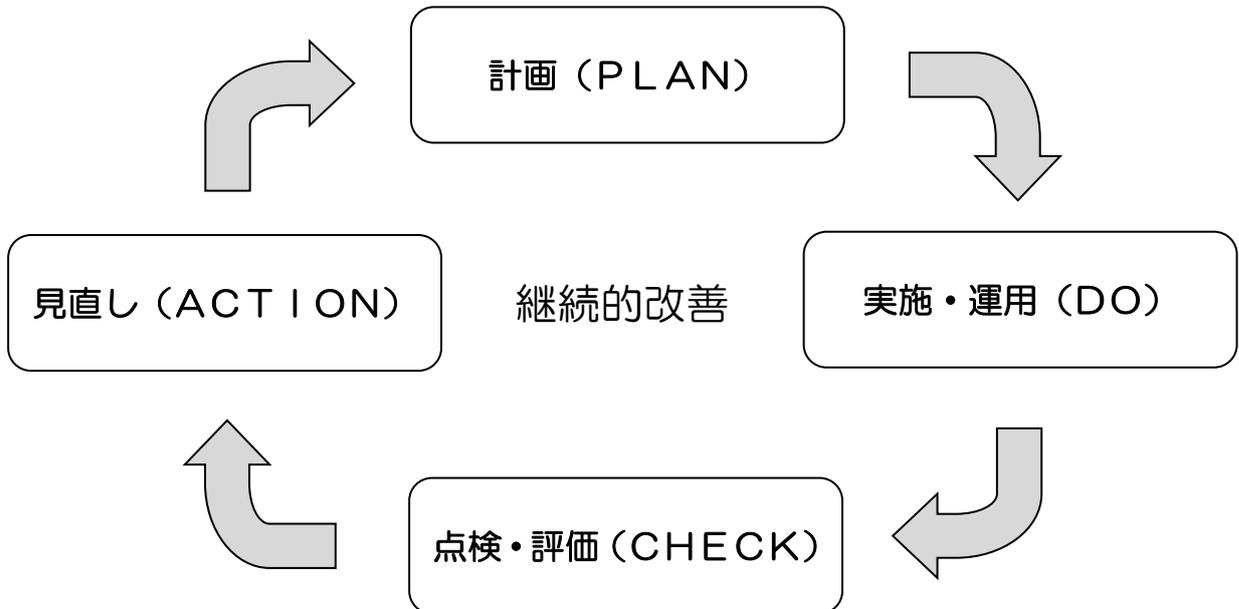
第4章 計画の推進

4.1 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

各取組の進捗状況及び計画目標に対する達成状況について、毎年度廃棄物減量等推進審議会にて把握、確認することにより、適切な進行管理を行い、市民及び事業者と市の協働による計画の着実な推進を図ります。

【PDCAサイクル】



(2) 進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況、目標値に対する達成状況などについては、毎年発行される「環境・廃棄物概要」や「ごみ出し情報」等で公表します。

(3) 計画の見直し

この計画は令和 12 年度を中間年度とし、目標値の達成状況を確認するとともに、主たる施策の再点検を行います。

社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じ、計画自体の大幅な改訂の必要性が生じた場合には、随時見直しすることとします。

(4) 国、県及び周辺市町等との連携

この計画の推進のためには、市民及び事業者と市の協働に加え、本市だけでは処理しきれない問題について、国、県及び周辺市町等と連携していくこととします。

第5章 策定の経緯

5.1 策定の経緯

現行計画

- 令和7年 8月 5日 第1回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和7年 10月 22日 第2回酒田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
- 令和7年 12月下旬 第3回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和8年 1月下旬 第4回酒田市廃棄物減量等推進審議会（答申）

5. 2 酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

区分	推薦団体等	役職名	氏名
第1号委員	山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	田中 利正
	酒田市小学校長会	広野小学校長	鈴木 有人
	学校法人東北公益文科大学	教授	古山 隆
第2号委員	酒田商工会議所女性会	理事	金内 妙
	一般社団法人酒田青年会議所	運営幹事	石井 大介
	酒田市自治会連合会	環境部長	◎丸藤 範博
	酒田資源リサイクル協議会	—	新田 篤志
	酒田市商店街連合会	会長	菅野 弘幸
	一般社団法人山形県産業資源 循環協会庄内支部	幹事	○渡部 利寿
第3号委員	大規模小売店舗 株式会社ト一屋	総務部	佐藤 善友
	一般市民代表（総合支所管内）	—	後藤 キク
	リサイクル友の会	代表	原田 洋子
	新堀コミュニティ振興会女性会	会長	安藤 幹子
	学校法人東北公益文科大学 Liga 食品ロス削減チーム	代表	高木 七美

※委員区分（酒田市廃棄物減量等推進審議会条例第3条）

- 第1号委員：識見を有する者 ◎会長
- 第2号委員：市民組織及び関係機関の代表者 ○副会長
- 第3号委員：前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者